

福井市東郷小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 この会は「東郷小学校 P T A」と称し、事務局を東郷小学校（以下「本校」という。）におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して学校、家庭及び地域・社会における児童の健全な成長を促すことを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学校教育を扶助し、社会教育の振興に協力する。
- (2) 学校、家庭及び地域・社会との連携を図り、教育環境の整備改善に努める。
- (3) 児童の福祉増進と安全を図る。
- (4) 会員相互の研修と教養を高める。

第3章 方 針

第4条 この会は、特定の政党、宗教、派閥にかたよることなく、営利的な行為は行なわない。

2 この会は、本校あるいは児童の教育及び福祉のために運動する他の地域団体などと協力あるいは共同するが、この会単独の事業活動を行うにあたっては、他よりの不当な制約を受けてはならない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者又はこれにかわる者
 - (2) 本校に勤務する教職員
 - (3) 本校下に在住し、この会の趣旨に賛同する者であつて、会長が入会を適切と認めた者
- 2 前項(1)においては、児童の入学・転入等に当たりこの会宛ての入会届もしくは別に細則で定める入会届に準じる文書を任意に提出し、かつ児童が本校に入学・転入したときに、この会に入会したものとす。
- 3 第1項(2)もしくは(3)においては、会長が入会意思及び各要件に該当するものであることを適宜の方法により確認あるいは承認したときに、この会に入会したものとす。
- 4 第1項(1)の会員はその児童（複数の児童がいる場合はその全員）が卒業もしくは転出により本校に在籍しなくなったとき、同項(2)の会員は退職もしくは異動等により本校勤務でなくなったとき、それぞれこの会を退会する。ただし、要件を満たす場合に、第1項(3)の会員となることを妨げない。
- 5 会員がこの会を任意退会する場合には、別に定める細則にしたがうこととする。

第5章 会 計

第6条 この会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 この会の経費は、総会で認められた予算に基づいて行なわれる。
- 3 この会の事業及び会計は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 4 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 運営委員会・役員

第7条 この会には運営委員会を置く。運営委員会は正副会長（会長及び副会長を「役員」という。）と各委員会正副委員長で構成し、その任務は次の通りとする。

会長	1名
副会長	4名（うち母親代表1名、庶務・会計担当各1名。ただし兼任できる。）
各正副委員長	8名（教養広報、厚生、環境安全、生活各委員会）
教職員	2名（庶務1名、一般会計・特別会計1名）

- (1) 各委員会で計画立案された事業計画、予算案の審議検討及び執行
- (2) 事業報告及び決算報告書の作成
- (3) 評議委員会及び委員会に付議する事項の決定
- (4) その他、この会の運営及び目的達成に必要な事項

2 会長は、立候補もしくは立候補者無き場合は会長の指名に基づいて運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。立候補の手続き等及び複数の立候補者がいた場合の選挙の方法等については、評議委員会が別に定める細則にしたがうべきこととする。

3 副会長は、前項の規定により運営委員会で選考され、もしくは会長選挙に当選した会長内定者の指名にしたがって運営委員会で選考し、総会の選任承認を得て決定する。

4 役員に欠員が生じたときは、評議委員会において後任者を選任することができる。

5 役員の任期は、選任承認された定期総会のときから、翌年の定期総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め定めた順位にしたがい、もしくは副会長の互選による順位にしたがい、会長の代理を務める。

3 母親代表は、本会の母親を代表し、会の事業の推進にあたる。

4 庶務は、本会の庶務一切を処理する。

5 会計は、本会の会計一切を処理する。

第7章 会議

第9条 会議は定期総会、臨時総会、評議委員会、運営委員会、常置委員会及び特別委員会とし、会長が召集する。

第10条 定期総会は、全会員をもって構成し、年1回（4月）開催する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

2 総会は次のことを行う。

- (1) 規約の改廃の議決
- (2) 役員を選任承認及び解任（ただし、解任は臨時総会に限る。）
- (3) 事業計画及び予算の議決
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) その他、重要事項の承認及び決定

3 運営委員会が必要と認めるときは、評議委員会に諮り臨時総会を開くことができる。

4 臨時総会を開催できないときは、評議委員会をもって専決することができる。ただし、この場合次の総会で承認を得なければならない。

第 11 条 評議委員会は、役員、学級委員、地区委員及び教職員をもって構成する。

- 2 学級委員は、各学年男女各 3 名とする。その選出にあたっては各学年において必ず投票を行うこととし、運営委員会は、この投票結果を尊重して学級委員を選出し、会長はその決定にしたがって学級委員を委嘱する。ただし、この選出において会員の自薦は妨げられないこととし、運営委員会は学級委員の選出にあたってこの自薦を考慮することができる。
- 3 地区委員は、各町内 1 名とし、各町内から選出するものとする。その選出は、各町内における決定に委ね、会長はその決定にしたがって地区委員を委嘱する。
- 4 評議委員の任期は、4 月 1 日（新入会員が評議委員になる場合の任期の始期は、会員たる資格を得て会長から委嘱を受けたとき）から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評議委員会は、総会への付議事項の全てを審議するほか、この会の目的達成のため必要なことを行なう。
- 6 監査委員は、この会の運営にあたって重大な問題があると思料するときは、会長に対して評議委員会の開催を求めることができる。この場合、会長は請求を受けてから 1 か月以内に評議委員会を召集しなければならない。
- 7 会員は、この会の運営にあたって重大な問題があると思料するときは、10 名以上の評議委員もしくは 50 名以上の会員の賛同を得たうえで、会長に対して評議委員会の開催を求めることができる。この場合、会長は請求を受けてから 2 か月以内に評議委員会を開催しなければならない。ただし、会員の請求に明らかに正当な理由が無い場合には、この限りではない。

第 12 条 この会は、事業の推進並びに活動を行なうために教養広報、厚生、環境安全、生活の常置委員会を置く。

- 2 常置委員会の委員は、評議委員をもって構成する。
- 3 常置委員会ごとに正副委員長各 1 名を、立候補、役員からの委任または互選により決定する。

第 13 条 会長が特別な事項について調査研究の必要があると認めたときは、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は、運営委員会に諮って会長が委嘱する。
- 3 特別委員会に、正副委員長を置く。
- 4 特別委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- 5 特別委員会は、その任務が終了したときは、解散する。

第 14 条 常置委員会の所掌業務は、次の通りとする。

- (1) 教養広報委員会 会員及び児童の教養を高めるための立案と運営に関すること。
学校と社会を結ぶ広報活動、児童及び会員の文化向上に関すること。
- (2) 厚生委員会 会員及び児童の福利厚生の推進に関すること。
- (3) 環境安全委員会 児童の安全をはかり、校外補導及び子供会の育成に関すること。
- (4) 生活委員会 P T A 活動全体に母親の声を反映するほか、母親が主体性をもって進める研修・諸活動。

第 8 章 監査委員

第 15 条 この会の事業及び会計を監査するため、監査委員 3 名を置く。

- 2 監査委員は、評議委員会において選出し、総会の選任承認を得なければならない。監査委員の任期は、役員に準じる。
- 3 監査委員は、この会の事業及び会計を監査する目的のため、役員もしくは評議委員に説明もしくは

は資料の提示を求めるほか適切な手段を行うことができる。

- 4 監査委員は、定期総会において、その監査意見を文書もしくは口頭によって報告しなければならない。

第9章 補 則

第 16 条 校長は、学校管理並びに教育上、運営委員会、常置委員会及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営に関し会長の諮問に応じる。

第 18 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成による承認を得なければならない。

第 19 条 この規約に定めるほか、この会の円滑な運営を図るため細則を設けることができる。

2 細則は、評議委員会において定め、総会に報告しなければならない。

附則（平成17年3月 改正）

この規約は、平成17年4月16日から施行する。

（平成19年3月 改正）

この規約は、平成19年4月14日から施行する。

（平成31年4月 改正）

この規約は、平成31年4月20日から施行する。

（令和元年11月改正）

この規約は、令和元年11月2日から施行する。

（令和8年5月 改正）

この規約は、令和8年5月13日から施行する